

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	一般廃棄物対策 (排出抑制・再生利用・適正処理等)	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	廃棄物対策課長 粕谷 明博

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	環境問題の各分野に係る施策	施策(節)	4 節	廃棄物の適正な処理の推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
金額(単位:千円)		111,918,017	80,633,214	63,471,251	
一般会計		111,418,017	79,633,214	62,966,251	
特別会計		500,000	1,000,000	1,505,000	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>近年、高水準で排出される廃棄物により、最終処分場のひっ迫、ダイオキシン類の発生等、様々な問題が生じていることから、循環型社会の実現を目指し、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下で、それぞれが積極的な取り組みを図ることが必要となっている。</p> <p>そのような状況の中、施策目標の達成に向け、次のような成果が得られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の排出量は、基準年である平成 9 年度比では増加しているものの、平成 12 年度以降若干ながらも減少する傾向にあるが、その成果は十分ではない。 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類は、平成 22 年度目標値(51g-TEQ)に向け、順調に減少している。 	
--	--

残された課題・新たな課題

循環型社会形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用により排出量を減らすことも視野に入れた再生利用、適正処理等に向けた各種施策の推進 一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量の一層の削減(平成 22 年において 51g-TEQ)	
--	--

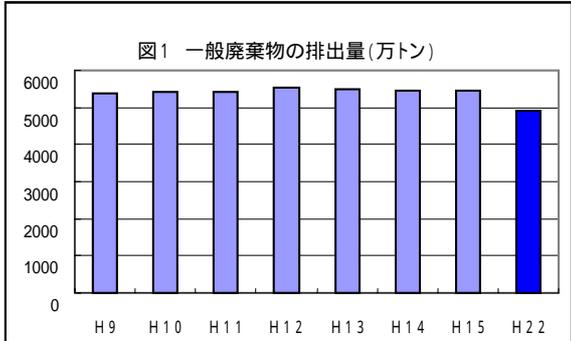
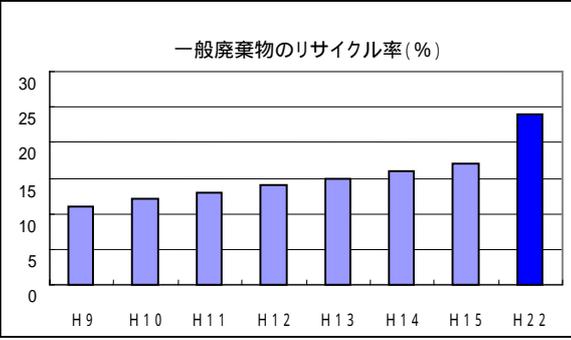
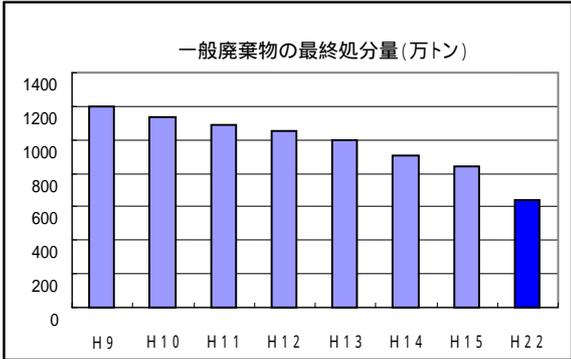
今後の取組

「循環型社会形成推進交付金制度」の活用によるダイオキシン類対策や資源・エネルギー回収のための廃棄物処理施設の整備 廃棄物処理に伴う有害化学物質対策、廃棄物適正処理、循環型社会構築技術などの研究開発の推進 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等処理事業の効率化のための支援 市町村による災害廃棄物処理に係る防災体制の整備の促進	
---	--

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	平成 22 年度において、平成 9 年度に対し、一般廃棄物の排出量を約 5%削減、リサイクル率を約 11%から 24%に増加、最終処分量をおおむね半分に削減する。					
指標の名称	一般廃棄物の排出量 一般廃棄物のリサイクル率 一般廃棄物の最終処分量					
指標年度・単位	単位	H 13 年度	H14 年度	H15 年度	目標値	H22 年度
指標	百万トン	55	54	54		49
	%	15	16	17		24
	百万トン	9.9	9	8.5	6.4	
目標を設定した根拠等	基準年	平成 9 年度	基準年の値	53	11	12
	根拠等	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針				
達成状況	<p>平成 15 年度の一般廃棄物(ごみ)の排出量は、図 1 で示すように、基準年である平成 9 年度比では増加しているものの、平成 12 年以降若干ながらも減少する傾向にある。</p>  <p>図 1 一般廃棄物の排出量(万トン)</p> <p>平成 15 年度において、一般廃棄物のリサイクル率が 17%となっており、順調に増加している。</p>  <p>一般廃棄物のリサイクル率(%)</p> <p>平成 15 年度において、一般廃棄物の最終処分量は平成 9 年度比で 29%減少しており、順調に削減が進んでいる。</p>  <p>一般廃棄物の最終処分量(万トン)</p>					

下位目標 2	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成 22 年末において 51g-TEQ / 年以下とする。																																			
指標の名称	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量																																			
指標年度・単位	単位	H14 年度	H15 年	H16 年	目標値	H22 年																														
指標	g-TEQ	370	71	64		51																														
目標を設定した根拠等	基準年	平成 15 年度		基準年の値	71g-TEQ																															
	根拠等	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画																																		
達成状況	<p>一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量について、平成 16 年度は平成 15 年度の 71g-TEQ から 64g-TEQ となり、順調に減少している。</p> <table border="1"> <caption>ダイオキシン類の排出量 (グラム)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (グラム)</th> <th>前年比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 9 年</td> <td>5,000</td> <td>(100%)</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年</td> <td>1,550</td> <td>(-69.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成 11 年</td> <td>1,350</td> <td>(-73.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年</td> <td>1,018</td> <td>(-79.6%)</td> </tr> <tr> <td>平成 13 年</td> <td>812</td> <td>(-83.8%)</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年</td> <td>370</td> <td>(-92.6%)</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年</td> <td>71</td> <td>(-98.6%)</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年</td> <td>64</td> <td>(-98.7%)</td> </tr> <tr> <td>削減目標値 (平成 22 年)^{注 2)}</td> <td>51</td> <td>(-99.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各年の排出量は、前年 12 月 1 日～当年 11 月 30 日における排出量を示す。</p>						年度	排出量 (グラム)	前年比 (%)	平成 9 年	5,000	(100%)	平成 10 年	1,550	(-69.0%)	平成 11 年	1,350	(-73.0%)	平成 12 年	1,018	(-79.6%)	平成 13 年	812	(-83.8%)	平成 14 年	370	(-92.6%)	平成 15 年	71	(-98.6%)	平成 16 年	64	(-98.7%)	削減目標値 (平成 22 年) ^{注 2)}	51	(-99.0%)
年度	排出量 (グラム)	前年比 (%)																																		
平成 9 年	5,000	(100%)																																		
平成 10 年	1,550	(-69.0%)																																		
平成 11 年	1,350	(-73.0%)																																		
平成 12 年	1,018	(-79.6%)																																		
平成 13 年	812	(-83.8%)																																		
平成 14 年	370	(-92.6%)																																		
平成 15 年	71	(-98.6%)																																		
平成 16 年	64	(-98.7%)																																		
削減目標値 (平成 22 年) ^{注 2)}	51	(-99.0%)																																		

下位目標 3	廃棄物処理施設整備計画に従って適正な処理施設、最終処分場等の整備を促進し、地域ごとに必要となる施設を継続的に確保するとともに、市町村に対する支援を通じて生活環境の保全を図る。					
指標の名称	ごみ発電の総発電能力 ごみ発電の総発電量					
指標年度・単位	単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H21 年度
指標	MW	1,365	1,441	1,491		2,400
	GWh	6,366	7,100	7,129	11,800	
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-	
	根拠等	京都議定書目標達成計画、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針				
達成状況	平成 21 年度目標値 (総発電能力 2,400MW、総発電量 11,800GWh) に対し、毎年、施設への余熱利用設備の設置の補助などにより、ごみ発電の整備は進めており、現在の達成状況は目標値の 60%となっている。					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。

このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。

国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。

また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。

【有効性】

平成 15 年度の一般廃棄物（ごみ）の排出量は、基準年である平成 9 年度比では増加しているものの、平成 12 年以降度若干ながらも減少する傾向にある。

一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加しており、容器包装リサイクル法の浸透等により、今後更に増加することが予想される。

一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。

一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成 12 年 9 月に策定された平成 14 年度末の目標値（310g-TEQ）を達成したところであるが、平成 17 年 6 月に新たな削減目標を定めたところであり、平成 16 年（平成 15 年 12 月 1 日から平成 16 年 11 月 30 日まで）は平成 15 年に比べ 7g-TEQ 削減した。

一般廃棄物処理施設等については、平成 17 年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成 17 年度には 87 地域において新たに施設整備及び調査等が実施された。

平成 17 年 5 月に「廃棄物処理基本方針」の見直しを行い、さらに平成 18 年度には、ごみの有料化に関するガイドラインを策定することにより、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図ることとしている。

市町村において水害発生時における廃棄物処理が迅速に行われるよう、平成 17 年 6 月に、「水害廃棄物対策指針」を策定した。これにより水害時に発生する廃棄物の適正な処理を図ることとしている。

【効率性】

一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。

循環型社会の形成に向け、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1～3 を統合・整理して今回新たに下位目標 1 とし、下位目標 5、6 を統合・整理して今回新たに下位目標 3 とした。

昨年の下位目標 4 において、一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量に関する目標は達成され、平成 17 年 6 月に、「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の変更を行い新たな削減目標を定めたため、今回の下位目標 2 において指標の目標値を更新した。

昨年の下位目標 5、6 では指標を設けていなかったが、廃棄物処理施設における熱回収は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において廃棄物の循環的利用の一つとして位置づけられており、その整備が求められていることから、今回の下位目標 3 において新たに廃棄物処理施設から発生するゴミ発電に関する発電能力及び発電量を指標及び目標値として設定した。

< 内閣としての重要施策等 >

施政方針演説: 第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日)

第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)

第 164 回国会(平成 18 年 1 月 20 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)

主要国首脳会議(シーアイランド・サミット)(平成 16 年 6 月 10 日)

持続可能な開発のための科学技術〔骨子〕(3R 行動計画)

G8 エピアン科学技術行動計画を踏まえて、新たな取り組みを含む「持続可能な開発のための科学技術の次なる措置: 3R イニシアティブに関する行動計画」を採択。

3R イニシアティブ閣僚会合(平成 17 年 4 月 30 日)

バイオマス・ニッポン総合戦略(平成 18 年 3 月 31 日)

予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な政策手段等(法律・税制等)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初			H18 当初			H19 反映		
1	一般廃棄物処理施設からの未規制物質の排出実態及びその低減化に関する調査	8,000			8,100					
	一般廃棄物処理事業等調査	9,000			6,500					
	一般廃棄物に係る新基準策定調査	6,000			4,000					
	適正処理困難物の最適回収・処理システム開発調査	3,800			2,800					
	市町村等における廃棄物処理施設の適正発注マニュアル作成に関する調査	4,900			3,200					×
	廃棄物処理施設の効率的な整備促進に関する調査	-			31,200					
	し尿処理施設等施設整備費	4,331,791			2,282,690					
	廃棄物循環型処理施設	33,583,170			20,497,631					
	廃棄物循環型基幹改良事業費補助	378,924			512,441					
	首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額	253,000			98,000					
	循環型社会形成推進交付金	23,000,000			43,000,000					
	特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費	4,528			8,475					
	ゴミゼロ型社会推進事業費	93,926			45,092					
	ゴミゼロ型社会推進事業費(地方環境対策分)	-			38,983					
	廃棄物処理技術等情報提供システム管理・運営費	7,899			7,945					
	不適正処分場による土壌汚染防止方針検討調査費	4,935			6,244					×
	一般廃棄物処理における RoHS 規制対策物質等対策調査	-			14,246					
	廃棄物処理事業災害対策費	100,000			100,000					
	市町村の廃棄物処理事業の 3R 化に向けた改革調査費	-			-					新
	バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム化調査	-			-					新
	²¹ 廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費	-			-					新
	²² 首都圏震災廃棄物対策費	-			-					新
	²³ 未利用エネルギー利活用推進事業	-			-					新
2	ダイオキシン削減対策総合推進費	14,557			12,770					
3	廃棄物処理施設における温暖化対策事業	1,505,000			1,505,000					

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1 -	市町村等における廃棄物処理施設の適正発注を支援するためのマニュアル作成に関する調査が平成 18 年度に終了するため終期を迎えるものである。	平成 18 年度に廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約のマニュアルを取りまとめ、都道府県を通じて市町村に配布し、適正運用を促す。
1 -	不適正処分場に起因する土壤汚染防止対策手法を取りまとめるための調査が平成 18 年度に終了するため終期を迎えるものである。	代替施策はないが、平成 18 年度に、土壤汚染対策手法のマニュアルを取りまとめ、都道府県を通じて市町村に配布する予定である。

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (3) 一般廃棄物対策(排出抑制・再生利用・適正処理等)	下位目標 1
指標名	一般廃棄物の排出量 一般廃棄物のリサイクル率 一般廃棄物の最終処分量	
指標の解説	一般廃棄物の排出量は、市町村が回収する「計画収集量」、住民等が直接搬入する「直接搬入量」、住民団体により回収する「集団回収量」の総和である。 一般廃棄物のリサイクル率は、〔直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量〕 ÷ 〔ごみの総処理量 + 集団回収量〕で表される。 一般廃棄物の最終処分量は、焼却灰等中間処理後の埋立量と直接埋立量の総和である。	
評価に用いた 資料等	一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成 15 年度実績)について	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (3) 一般廃棄物対策(排出抑制・再生利用・適正処理等)	下位目標 2
指標名	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量	
指標の解説	個々の焼却施設の運転データ(年間焼却量、排ガス量)及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果等により推計を行い算出している。	
評価に用いた 資料等	一般廃棄物焼却施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度について	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (3) 一般廃棄物対策(排出抑制・再生利用・適正処理等)	下位目標 3
指標名	ごみ発電の総発電能力 ごみ発電の総発電量	
指標の解説	ごみ発電とは、ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行うものである。対象は、市町村・事務組合が設置した施設で、平成 15 年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。標準ごみ質における仕様値、公称値に基づき算出している。	
評価に用いた 資料等	「日本の廃棄物処理」平成 15 年度版	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---